

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会 公式ホームページ広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人新宿区社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が管理する公式ホームページへの広告掲載に関し、必要な事項を定めることを目的とする

(掲載基準)

第2条 掲載できる広告及び広告団体は、区民生活の向上及び地域福祉の向上に資するものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は掲載することができない。

- (1) 法令に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 誇大または虚偽のおそれのあるもの
- (4) 思想、信条、政治活動、宗教活動、意見広告、個人宣伝に関するもの
- (5) 第三者を肖像権または著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (6) その他、掲載する広告として適当でないと協議会会長（以下「会長」という。）が定めるもの

(禁止表現)

第3条 広告における表現が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載することができない。

- (1) 協議会の情報と錯誤するおそれがある表現、画像を使用したもの
- (2) 誇大な表現及び根拠のない誤認をまねくような表現をしたもの
- (3) 射幸心をあおる表現をしたもの

(形式、規格等)

第4条 広告を掲載する形式、規格等については、以下のとおりとする。

- (1) 形式 バナー広告
- (2) 位置 公式ホームページトップページ内の協議会が定めた場所
- (3) 規格 サイズ 縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル
データ形式 GIF（アニメーション不可）もしくは JPEG
データ容量 20KB 以内

(期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1か月を単位とし、一の掲載決定につき 12か月を上限とする。

- 2 広告の掲載を開始する日は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。
- 3 広告の掲載を終了する日は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。
- 4 前項の規定に関わらず、会長が特に必要と認めたときは、掲載開始日及び掲載終了日を別に設定することができる。

(掲載料)

第6条 広告の掲載料は別表第1に定める。

2 一時に100万円以上の金品を寄附した会社または団体、その他会長が特に必要があると認め
る場合、掲載料を減免することができる。

(広告の募集、申請)

第7条 広告の募集は、協議会公式ホームページ、新宿社協だより「けやき」等において、原則
として公募方式で行うものとする。ただし、特定の事業者や団体等に対して個別に掲載の依頼
を行うことを防げない。

2 申込みは、広告掲載申請書に、次の各号の書類を添付し、掲載を希望する月の15日以上前に
会長に提出しなければならない。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は、申請受付を行わない。
申請受付最終日が土曜日、日曜日又は祝日となる場合はその翌開所日までを受付期間とする。

(1) 団体又は会社の事業概要

(2) 広告案(第4条に定める規格に基づいたもの)

(決定)

第8条 会長は、前条の規定による申請を受けたときは、次の各号に掲げる要件について、申請
内容を審査のうえ掲載の可否を決定し、広告掲載可否決定通知を交付する。

(1) 申請内容がこの要綱に適合していること

(2) 申請団体が広告掲載申請書の同意欄に署名していること

2 前項の場合において、申込みが掲載可能件数を越えたときは、次の各号の順位に従って決定
する。また同一順位の場合は、申込みの早かったものを優先させるものとする。

(1) 協議会会員規程第3条に定める団体会員

(2) 区内に本社、支店、営業所、店舗等を有する事業者

(3) 前2号に掲げるもの以外の者

(掲載料の納入)

第9条 広告掲載団体は、会長が指定する期日までに、第6条に定める掲載料を一括して納入し
なければならない。

(取り消し)

第10条 協議会は、掲載している広告が第2条及び第3条に定める事由に該当することが明ら
かになった場合は、掲載の決定を取り消し、速やかに掲載を中止しするものとする。

2 協議会は、前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載の決定を
取り消すことができる。

(1) 第9条に定める期日までに掲載料の納付がされないとき

(2) その他、会長が特に掲載の決定を取り消す必要があると認めたとき

(掲載料の返還)

第11条 既納の掲載料は返還しない。ただし、会長が特に必要があると認めたときは、その一部または全部を返還することができる。

(広告掲載団体の責任)

第12条 広告掲載団体は、掲載した広告の内容及びリンク先ページに関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

掲載期間	掲載料 (団体会員)	掲載料 (非会員)
1か月	4,000円	6,000円
6か月	21,600円	32,400円
12か月	38,400円	57,600円